

新年のあいさつ

子どもたちが安心して暮らせる村へ

榛東村長 真塩 卓



新年明けましておめでとうござい
ます。皆様におかれましては、輝か
しい平成29年の新春をお迎えのこと
とお慶び申し上げます。

昨年は、村政への温かいご理解と
ご協力を賜り、厚く御礼申し上げま
す。

昨年を振り返ると、国内において
は、4月の熊本地震をはじめ、台風
や豪雨など多くの自然災害に見舞わ
れました。そうした中、本村では大
きな災害もなく、平穏に過ごせた一
年であったと思います。

しかしながら、自然災害はいつど
こで起こるか分かりません。そこで
本村では、自然災害による被害を最
小減に抑えるため、住民主体の土砂
災害避難訓練および本村初の総合防
災訓練の実施、8町村による相互応
援協定、相馬原駐屯地との災害時の
連携協定の締結などを行いました。
今後も防災対策を行い、災害への備
えに万全を期していきます。

また、世界に目を向けてみますと

ブラジルのリオデジャネイロでオリ
ンピックとパラリンピックが開催さ
れ、各種目で日本人選手が輝かしい
成績を取られました。本村におい
ても、広く世界で活躍する選手が将
来育っていくことを期待します。

現在我が国においては、人口減少
社会に入り、さらに都市部と地方の
格差が拡大し、地方における少子高
齢化・人口減少の進行が危機的状況
にあります。そうした中、高齢者や
その家族が安心して暮らせるよう、
本村では徘徊高齢者保護に係る連携
協定を渋川市・渋川警察署との間で
締結しました。

また、子どもたちが安心・安全に
通学できるよう防犯カメラや防犯灯
の設置を行い、地域の皆さんと一緒
に子どもたちを見守っていきたく
と考えています。

現在村では、昨年3月に策定し
た「第6次榛東村総合計画」に基づ
き各種政策を進めています。ただい
まご紹介した施策もこの総合計画に
沿った取り組みのほんの一部ではあ
りますが、今後もこうした各種施策
に全力で取り組んでまいります。
引き続き皆様の温かいご理解と
ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が村民の皆様
にとりまして最良の年となりますよ
うご祈念申し上げます、新年の挨拶とさ
せていただきます。

若い世代が関心を持てる未来の政治を

榛東村議会議員 金井 佐則



新年明けましておめでとうござい
ます。村民皆様におかれましては、お
健やかに新春をお迎えのことと、お
慶び申し上げます。また、日頃から
村議会への深いご理解と議会活動に
対し、温かいご支援・ご協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は東日本大震災の復興
の道半ばの4月に熊本地震が発生
し、随所に甚大な被害をもたらしま
した。被災地の方々が一日も早く普
段の生活に戻れるよう、心よりお祈
りする次第でございます。どんなに
科学が進歩しても自然災害を未然に
防ぐことは不可能です。しかしなが
ら、被害を最小限に抑えることはで
きます。長い歴史の中で幸いにも本
村が大きな災害に直面したことはあ
りませんが、災害はいつどこで起き
るか分かりません。日頃から危機感
を持つて生活し災害に対する認識を
持ち続けることが大事であり、啓蒙
活動と定期的な防災訓練が必要であ
ると思います。議会としても村民の

尊い生命・財産を守るべく、できる
限りの努力を惜しまない所存であり
ます。

昨年は、政務活動費の問題が取り
上げられ、地方議会の対応が注目さ
れました。一方、東京都では、豊洲
市場の盛り土問題、オリンピック競
技施設の高額な建設費等、いまだ解
決しない課題が紙上をにぎわしてお
ります。国民の血税を一元も無駄に
しないよう、執行側の認識確認と
チェック機関としての議会のあるべ
き姿が再度問われています。

また昨年8月には、本村で初めて
子ども議会を開催し、子どもたちの
「純粹な声」を聞き、胸を打たれま
した。この声を今後の村の政策に反
映させることも重要であります。

選挙権年齢も18歳に引き下げられ
有権者も増えたため、政治に関心を
持つ世代も増えていきます。そのよう
な中、桜の咲く頃には村議会議員選
挙が執行されます。志を高く持ち、
村のあるべき姿を標榜し、多くの方
が選挙に臨んでいただきたいと思い
ます。村民各位におかれましては大
所高所からご指導を賜りますよう、
お願い申し上げます。

結びに、本年が榛東村にとって希
望と活力にあふれ、村民皆様にとつ
て笑顔で暮らせる素晴らしい年とな
るようご祈念申し上げます、新年の挨拶
とさせていただきます。

平成28年度榛東村総合防災訓練

～もし明日、大地震が発生したら～



②



①

12月10日(土)、本村初となる総合防災訓練がしんとう総合グラウンドで開催されました。この訓練は、防災関係機関との連携強化、村民の防災意識の向上、行政の災害対応の強化を目的として行われ、日本赤十字社群馬県支部、渋川警察署、渋川広域消防本部、陸上自衛隊第48普通科連隊、陸上自衛隊第12ヘリコプター隊、その他村内協力団体など多くの方々との協力によつて開催することができました。

■訓練の概要

今回の訓練は関東平野北西部でM8.1の地震が発生し、村内全域で建物の倒壊や火災が生じ、人的被害も甚大であるという想定のもと、各防災関係機関が行う活動を震災直後からの時間経過に沿つて紹介しました。

■訓練の様子

- ・写真① 震災のアナウンスを受け、被災状況の収集と避難指示を周知するため村内を巡回する各防災関係機関。
- ・写真② 家屋に閉じ込められた被災者の救助を行う陸上自衛隊第48普通科連隊。
- ・写真③ エアーテント式救助所へ運搬された被災者に対し、トリアージを行う日本赤十字社群馬県支部。
- ・写真④ 重傷患者の輸送のため会場上空を飛行する陸上自衛隊第12ヘリコプター隊のヘリ。



③



④

■展示・体験エリアの様子

- 会場には訓練エリアのほか展示・体験エリアが設置され、見学に訪れた方々は、防災に対する関心や知識を高めていました。
- ・写真⑤ 災害で活躍する車両や防災グッズの展示。
 - ・写真⑥ 備蓄食料の無料配布。
 - ・写真⑦ 消火器体験コーナー。



⑤



⑥



⑦

所得税及び復興特別所得税 の確定申告は正しく期間内に

申告期間は「2月16日(木)から3月15日(水)」です

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告は、2月16日(木)から3月15日(水)までとなります。同期間中、榛東村役場村民ホールにおいて申告相談を実施します。相談を希望する方はご利用ください。なお、申告期間中は、相談会場が大変混雑します。できるだけ指定された日にご来庁いただき、円滑な申告相談の実施にご協力ください。(次頁、「申告相談受付表」参照)

《期間内に正しい申告を!》

所得税及び復興特別所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っているあなたが自身か、税法に従ってご自身の所得と税額を正しく計算し、期間内に申告・納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告が必要な方が申告を先念したり、誤った申告などをするだけなく、不足する税金を納税するだけなく、加算税や延滞税が課される場合があります。確定申告は、必ず期間内に正しく実施してください。

《確定申告が必要な方》

- 事業をしている方
- 不動産収入がある方
- 土地、建物などを売却した方
- 給与の年収が2,000万円を超える方
- 給与所得と退職所得以外の所得

金額の合計が、年間20万円を超える方

○雑所得などがある方(2つ以上の年金や個人年金を受けている方など)

○前記の所得などにあてはまらない、その他の所得がある方

《白色申告の方は 収支内訳書の添付を》

事業所得や不動産所得、山林所得のある方で、確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりませんので、書類等の不備がないようご注意ください。

《所得税及び復興特別所得税の 還付申告はお早めに》

確定申告をする必要がない方も次のような場合は、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

○給与所得や退職所得がある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けるとき

○給与所得者が年の途中で退職し、その後就職をしなかったとき

○予定納税をしたが、確定申告をする必要がなくなったとき

還付を受けるための確定申告書は、所得税及び復興特別所得税が源泉徴収された年または予定納税

額を納付した翌年の1月以降ならいつでも提出することができます。還付を受けるための確定申告書は、可能な限りご自身で作成をして、お早めに高崎税務署まで郵送などで提出してください。

なお、還付金の受け取りには、金融機関口座への振り込み制度をご利用ください。また、還付金の受け取りには一定期間(1~3カ月程度)を要しますので、予めご承知おきください。

《申告書を「自身で 作成するときは》

確定申告書をご自身で作成するときは、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の手引き」や国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)「確定申告書作成コーナー」などを参考にしてください。また、申告書作成の際は、記入誤りや入力漏れなどがないようご注意ください。

ご自宅などで申告書がいつでも作成できる 「確定申告書作成コーナー」をご利用ください

ご自宅からインターネットを利用して、夜間休日などを問わずご自身の都合のよい時間にいつでも確定申告書を作成することができます。申告会場は大変混雑しますので、是非とも国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)にアクセスして「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。

作成した確定申告書はそのまま税務署へ郵送などで提出することができます。

- 所得税及び復興特別所得税や消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書などが作成できます
- 医療費控除、住宅借入金等特別控除の申告など、様々なケースに対応しています



国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>